（業務方法書の記載事項）

第四条　基金に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第五十二条第一項第一号に規定する債務の保証に関する事項

二　法第五十二条第一項第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する事項

三　法第五十二条第一項第四号に規定する附帯する業務に関する事項

四　法第五十二条第二項に規定する経営の改善及び発達に係る助言に関する事項

五　業務委託の基準

六　競争入札その他契約に関する基本的事項

七　その他基金の業務の執行に関して必要な事項

（区分経理等）

第十一条　基金の費用及び収益に関する経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　法第五十二条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務

二　法第五十二条第一項第二号及び第三号の業務並びにこれらに附帯する業務

三　法第五十二条第二項の業務

2　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定を実施するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　基金に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第五十二条第一項第一号に規定する債務の保証に関する事項 二　法第五十二条第一項第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する事項 三　法第五十二条第一項第四号に規定する附帯する業務に関する事項 四　法第五十二条第二項に規定する経営の改善及び発達に係る助言に関する事項 五　業務委託の基準 六　競争入札その他契約に関する基本的事項 七　その他基金の業務の執行に関して必要な事項 （区分経理等） **第十一条**　基金の費用及び収益に関する経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一　法第五十二条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務 二　法第五十二条第一項第二号及び第三号の業務並びにこれらに附帯する業務 三　法第五十二条第二項の業務 2　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　基金に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第五十二条第一項第一号に規定する債務の保証に関する事項 二　法第五十二条第二項及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する事項 三　法第五十二条第四号に規定する附帯する業務に関する事項 （新設） 四　業務委託の基準 五　競争入札その他契約に関する基本的事項 六　その他基金の業務の執行に関して必要な事項 （区分経理等） **第十一条**　基金の費用及び収益に関する経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一　法第五十二条第一号に規定する債務の保証及びこれに附帯する業務 二　法第五十二条第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付け並びにこれらに附帯する業務 （新設） 2　（略）
附　則 （雇用促進計画を活用した雇用に関する援助） **第八条**　職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和十三年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。 2～4　（略）	**附　則** （雇用促進計画を活用した雇用に関する援助） **第八条**　職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和九年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。 2～4　（略）